



未来をひらく教育のつどい 2022

埼玉県教育研究集会 分科会概要

[分科会] 11月13日(日) 13:00~16:30

[場所] 埼玉県立与野高校

政府の無策もあり、今夏、日本全国のコロナ感染拡大「第7波」は、相当な勢いで広がり続け、医療機関をひっ迫させています。そのうえ、観測史上最高の猛暑日回数を記録し、全国各地での大雨洪水、突風やひょう被害など、世界的な気候危機に対して、政府は一刻の余地なく環境問題に正面から対応しなければならない課題です。

子どもたちは、コロナ禍により、大人との関わり、子ども同士の関わり、自然や文化との関わりなど、これまで子ども期に経験してきた機会を大きく縮小させられています。一方で、個別最適な学習というふれこみで、学校教育の中でICT機器の活用を迫られ、便利な場面はあっても、子どもたちの学びが孤立化し教育に経済格差の影響を受ける懸念が大いにあります。

教職員の働き方は依然として長時間過密労働に苦しんでいます。抜本的な対策である人員を増やしていないからです。小学校の35人学級も遅々とした歩みです。昨年度文科省調査で明らかになった未配置・未補充の状態も全く改善されていません。教職員定数の改善は喫緊の課題です。

このような教育情勢の中で、私たちは、教育条件改善と労働条件改善を求める運動とともに、創意ある教育実践を繰り広げています。誰もが困難な状況の中で、日々子どもと向き合う実践は大変貴重です。今年度の「教育のつどい埼玉集会(分科会)」で活発な協議になる素材を、レポートとして提供してください。レポートにもとづいて、参加者による協議で深められるのが教育のつどいです。この「概要」をみて、それぞれの分科会へのレポートをお待ちしています。

会場を提供していただく県立与野高校関係者の皆さんに心より感謝します。「教育のつどい埼玉集会(分科会)」に、組合員、未組合員、父母、住民の参加で、私たちの教育について大いに協議し深めましょう。

・提出レポート名の報告日

10月24日(月)

・レポート本体提出〆切日

11月7日(月) 19時

* 障害児教育分科会35部印刷、その他の分科会25部印刷して届けてください。

教育のつどい埼玉県集会 事務局

埼玉県教職員組合（埼教組）

連絡先 電話：048-824-2511

FAX：048-824-2619

メール：saikyouso@kyouiku-net.org

【分科会一覧】

1	国語教育	2
2	外国語教育	2
3	社会科教育	3
4	算数・数学教育	4
5	理科教育	4
7	音楽教育	4
10	家庭科教育	5
11	①体育	5
11	②健康	6
11	③食	6
12	子どもの生活と自治活動	6
13	子どもの発達と学力	7
14	障害をもつ子どもの教育	7
15	幼年保育と小学校低学年の教育	8
16	子ども・青年の進路と未来	8
17	ジェンダー平等と教育	8
19	平和と国際連帯の教育	9
20	子ども・父母・住民 教職員共同の学校づくり	9
21	教育条件をよくする運動	10
22	図書館教育	10
23	教育課程・教科書問題	10
24	不登校・高校中退	11
25	子ども・若者たちの交流	11
26	道徳教育	12
27	特設「ICT教育」	12

第1分科会 国語教育

大改編された高校国語は4月から一年必修科目『現代の国語』『言語文化』の授業が始まっています。国語分科会では、18年度から毎年高校国語改編について批判的検討をしてきました。高校新学習指導要領は文章が「実用的」「論理的」であるか、「文学的」であるかによって科目を分けています。必修科目から文学を排除したことに文学者や全国大学国語教育学会（16学会）からの反対声明もあがり教科書編集者、現場の教員からも「論理国語」の定義がない等、批判の声は「新学習指導要領の科目再編こそが間違っていた」という批判に集約されています。なぜ文科省はここまで実用重視を国語科に強制するのか。国語科全体の目標は従来の読解力からICTを駆使した情報読解力へ、総合的な国語の学びから「実社会」の即戦力を育てる選択制へ転換したことが見えてきます。国語科は母語を育てる幹となる教科として言語を道具としてではなく自己表現するまでの過程を大切にします。

第2分科会 外国語教育

政府・文部科学省は、上位1割の「グローバル人材」育成の観点から、小学校外国語の教科化、「英語で授業」による選別強化、スキル主義と競争主義、ICT偏重による個別最適化など、グローバル企業の教育要求を学校に持ち込み、国民教育・人間教育としての英語教育の理念を否定しています。

第3分科会 社会科教育

私たちは「外国語教育の4目的」の理念に立ち、すべての子どもの人格形成・学力形成を進め、平和と民主主義、諸民族との連帯を進めるための外国語教育を実践していきましょう。

新学習指導要領により、小学校では、外国語活動の早期化と教科化が実施されています。教員への過重負担、格差の早期化、中学校英語への否定的影響などの問題を共有し対応策を協議しましょう。

中学校では語彙が実質2倍化し、現在完了進行形や仮定法まで盛り込まれます。さらに「英語で授業」を強いることで、英語嫌いを加速させる危険が高まっています。

高校では、語彙の3～7割増、討論・交渉など言語活動の高度化でエリート育成に特化し、教育課程の破壊と格差拡大が目論まれています。私たちは講義解説型の授業を転換し、協同学習や自己表現活動などで、全員の意欲と学力を伸ばす実践をさらに進める必要があります。

文科省は全教科で道徳教育をすすめ、教科化することで、上からの命令に忠実な国民を育成しようとしています。これに対置して、平和・民主主義・人権擁護・環境保護などの「私たちの道徳」を実践していきましょう。外国語を学ぶことは、世界に広く眼を向け、人類の平和と連帯、主権者への成長に資することです。教材論を深め、その創造的な扱い方を議論しましょう。

異常な超過勤務、民間検定試験の受験強制など、現場の教職員が抱える問題を出し合い、教材や指導法の経験交流を進めるとともに、迷走する英語教育政策に対する批判と対案の提起を進めていきましょう。

ロシア軍がウクライナに侵攻し、国際社会を大きく揺るがせ続けている中、国内では「日本も核武装すべきだ」などの主張がなされ、岸田政権は防衛費の大幅な増額を掲げています。さらに、7月の参院選では、憲法改定を志向する勢力が3分の2以上を占める結果となりました。改憲勢力は、安倍元首相の死去という事態も、改憲を後押しする要素にしようとしているように見えます。真の平和を実現するための方法として果たして武力は妥当なのかということ、幅広く考え合うような学習が、社会科教育には求められています。

歴史認識についても、日本軍「慰安婦」問題や徴用工問題などを中心に、過去の日本の加害をなかつたことにしようとする動きが続いています。とりわけ埼玉は、県議会による教育への露骨な介入が大きな問題です。

現場では、今年度から高校でも新学習指導要領が実施に入りました。「歴史総合」「地理総合」「公共」といった新たな科目が設定される中で、人権、平和、民主主義の担い手としての主権者を育てる社会科教育をどのように構想、実践していくのが喫緊の課題です。

以上のような問題意識のもとに、現場からの報告に即して校種を超えて議論を深めたいと考えています。



第4分科会 算数・数学教育

学習指導要領が改訂されて、高校にも今年度入学生から導入されています。「主体的・対話的で深い学びの実現」を目指した授業改善と謳っていますが、そのような授業実践が文科省・教育委員会側から提案され、検討されているのでしょうか。日常生活における数学的な側面や背景を抑えることの重要性は以前から指摘されていることですが、そこから例えば高校の「整数問題」に発展させることができるのでしょうか。GIGAスクール構想における「個別最適な学び」「協働的な学び」も、その導入から問題点が指摘されています。現在の算数・数学教育の問題点・課題を議論し、授業における実践を共有することで、目の前の児童・生徒が主体となる授業づくりを目指していきましょう。おもに以下の内容を協議します。

- ・子どもの学ぶ意欲を引き出す算数・数学教育とその本質
- ・学習指導要領の改訂や数学教育にかけられた諸政策の問題点とその分析
- ・子どもたちの発達と学びを保障したこれからの算数・数学の学び

第5分科会 理科教育

すべての国民が自然科学を学ぶ必要があるのは、次のような理由があるからだと思います。それは、迷信や慣習にとらわれず、権威に頼ることもなく、自らの力で論理的に結論を導いていく能力をすべての市民が身に付けることが、民主主義のためには必要だということです。私たちは、本当の民

主主義を実現するために、理科の授業を実現したいと考えています。そのためには、教科書や教師が決して権威にはならず、事実即して学ぶような授業を創らなければなりません。しかし、ただ事実を見せるだけでは、思い込み（迷信や慣習）の束縛から、子どもたちは逃れることができません。そこには私たちの実践に基づいた、工夫が必要です。計画した通りに進んだ実践ばかりでなく、ねらいが達せられなかった実践、思いがけない結果になった実践なども、これからの実践の役に立ちます。いろいろな実践を持ち寄り、今後に生かす話し合いができたらと思います。

第7分科会 音楽教育

実践レポート（日頃、音楽の授業でしていること、困っていること、課題などを簡単に書いたもの）と、授業中に録音した子どもの歌声のテープからの学びを 中心にして話し合います。その視点は以下です。

- ・子どもたちが生き生きと表現する教材とは？
- ・教材をどう子どもたちに渡したか？
- ・教師のピアノは、豊かな音楽を伝えているか？
- ・教材に向かう子どもの感性をどう捉えて伴奏を弾き、子どもに返していったか？
- ・テープから聞こえる子どもたちの声は、生き生きと喜びにあふれているか？

ここで、「教師のピアノ」が取り上げられていますが、技術的に優れているかどうかを問うではありません。一本指で弾いても、豊かな音楽を表現することはでき

るのです。教師が子どもたちに音楽を伝えていくのですから、上記の様な視点がとても大切になります。また、話し合うだけではわかりづらいことや疑問に思ったことを、実際にピアノを弾いたり歌ったりもう一度テープを聴き直したりすることで確かめ合います。

第 10 分科会 家庭科教育

家庭科は、憲法 25 条「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を根底に据え、生活に関わるすべての事柄を題材として、学び・考え・実践できる力を育てることを目的とした教科です。新指導要領では子育て・介護等様々な生活上の困難を自らの力で解決できる自助能力が“自立”として強調されました。“日本の伝統文化の継承・創造に関する内容の充実”18 歳成人に対応した消費者教育・契約教育、“金融教育”など、家庭科教育への教育内容の押しつけ・干渉が改めて心配されます。私たちはこのような動きの背景を見極め、真に力となる家庭科の学びを創造しなければなりません。

地域・小学生・中学生・高校生をめぐる状況を出し合いながら、子どもが主体となる授業づくりについて話し合しましょう。実技、授業プリントなどの交流もしましょう。討議の視点としては次のようなことが考えられます。

- ・家庭科を通して身につけさせたい本質的な力は何か。教科として大切にしたいことは何か。
- ・生徒の意欲を引き出し、効果を上げる教

材・授業をどう作るか。

- ・限られた授業時間を生かすためのカリキュラム編成、単元同士の有機的なつながりをどう構成するか。
- ・コロナ禍等の新しい課題をどのように扱うか

小学校専科・中高専任で一人のため悩んでいる方、小学校担任で家庭科をどう教えようか迷っている方、家庭科に興味のある方も歓迎です。是非参加してください。

第 11 分科会 ①体育

埼玉県の小学校体育科の大きな課題は、児童の体力や運動技能は全国平均と比較しても高い状況でありながら、「運動が好き」「体育の授業が楽しい」と感じている児童の割合が全国平均以下ということである。（令和 3 年度学校体育必修）

一言でいうなら「こんな体育つまらない」と子どもたちは言っているのだ。なぜこんなことになったのだろう。数値目標を達成することしか考えなかった結果と言ったら言いすぎだろうか。

これを解決するためのチェックポイントとして「特性に触れた楽しさや喜びに触れたり、味わったりするための学習活動になっているか」をあげた。ボール運動の例をみると、子どもの喜びや楽しさを「ゲームに勝ちたいそのために」と規定したうえで、「自分たちに合った作戦は？」「どんな練習が必要？」「得点につながる動きは？」「チームワークが大事だな」と 4 つの学習内容をあげた。

可能ならボール運動の授業のどんなとこ

ろはつまらないのか確かめてみたい。
そこから組み立てなおしを考えるべきだろう。今までの授業で何らかの感想は残っていたはずだ。何を求めていたのか？何をつまらなく思っていたのか？「ゲームに勝ちたい」はずっと変わらぬ教師側の受けとめだ。

どこに問題があるのか？どんな授業が求められているのか？少なくとも、授業の細部わたってこうじゃなきゃダメだと強制することでは課題は解決しない。

第 11 分科会 ②健康

社会に広がる貧困と格差、管理と競争の学校教育、いじめ・虐待など、子どものおかれている教育環境は、ますます厳しくなっており、子どもが、健やかに育つという当たり前の権利が奪われています。この分科会では、小学校・中学校・高校・特別支援学校の仲間が集まり、有意義な討論がされています。子どもの実態を深くつかみ、問題を明らかにし、子どもが自らの力で解決できる方向をめざして、実践を出しながら学び合いたいと考えています。

・子どもたちの心とからだの現状とその背景について交流し、子どもたちを健康と生活の主体者として育てる取り組みや校種間の連携など子どもの成長の道すじから学びあいましょう。

・父母、教職員、地域関係者と連携した保健室実践、共同の学校づくりについて学びあいましょう。

・新型コロナウイルス感染症がもたらした子どもたちの心と体への影響について交流し合いましょう。

第 11 分科会 ③食

1. 学校給食は、生きた教材として教育活動の一環に位置づけられています。貧困と格差が子どもの食に大きく影響を及ぼす今、自分の健康は自分で守れる「食の自立」をめざすことが重要になっています。学校全体でとりくむ食教育のあり方について討論します。

2. TPPへの参加、食品偽装、放射能汚染、ゲノム編集食品や遺伝子組み換え食品など、食をとりまく問題が続いています。物価高騰も終わりが見えない状況です。安全で豊かな給食はどうあるべきか、日本の食を守るとりくみについて討論します。

3. 小学校、中学校、定時制高校、特別支援学校における社会的な課題や成長、発達の課題は何か。食教育の果たせる役割はどこにあるか。人員や施設設備等の条件整備も含めて討論します。

第 12 分科会 子どもの生活と自治活動

今、学校現場では、「〇〇スタンダード」なるものが子どもたちの学校生活の指針になり、それらができて「あたりまえ」になっています。また、「GIGAスクール構想」により、タブレットを使う授業が「あたりまえ」になりつつあります。

一方、2020年度の不登校の数は20万人近くになり、子どもの貧困率も増えています。コロナ禍で子どもたちの日常的な関わりや活動が制限され、子どもが子どもとして生きる権利が失われつつあります。このような状況の中で、上記のような取り

組みが、子どもたちの厳しい現実と大きくかけ離れていることは言うまでもありません。

本分科会では、レポートの実践や参加者のみなさんの話し合いにより、今を生きる子どもたちの世界を丁寧に読み取り、生活や学習の主体者である子どもたちの要求や願いにもとづく自治活動をつくり出す指導のあり方を考え合い学び合いたいと思います。

第13分科会 子どもの発達と学力

子どもたちが生活し、学び、育つ環境の厳しさは、命を脅かすほどに深刻化しています。社会に広がる貧困と格差は子どもを巻き込み、今の生活も将来の展望や希望も曇らされています。数年続くコロナ禍によって、問題があぶり出されています。しかしそうした問題を省みるどころか、脇目もふらず教育施策が進められています。育成すべき資質や能力という目標のもとに、振り分けた子どもを工業製品のように画一的に管理することは、個性豊かな発達と人格形成を妨げます。自己を抑制させる道徳教育がこれを助長し、子どもたちが自分らしく表現する自由を封じ込めています。個別化の名のもとに自己責任としてふるい分けられていく教育のしくみは、子どもが生き、学ぶ権利を脅かしています。子ども一人一人の思いや願いに応え、学ぶ楽しさを保障する教育の正念場に、私たちはいます。

そうした現状だからこそ、希望をもって地道に取り組んでいる教育実践や子育てを

交流することには意味があります。今を生き、未来へと生きる子どもたちの展望と可能性を、子どもたちの姿から見だし、学び合っていきたいと思います。

第14分科会 障害をもつ子どもの教育

私たちの運動が実り、昨年度、特別支援学校の設置基準が制定されましたが、不十分な記述です。また、今春、次々と新しい方針を出し、障害児教育は大きな岐路に立たされています。

ひとつは「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告で、すべての新規採用教員が10年目までに特別支援教育を経験するというものです。特別支援教育は教員のスキルアップのための通過点と軽視されかねません。もう一つは「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」で、原則として週授業時数の半分以上は学級で授業を行うこととし、教育課程の押し付けになりかねません。

「権利としての障害児教育」を私たちは長年積み重ねてきました。今こそ、学ぶ価値のある教材を、子どもが分かるようにかみくだき、子ども同士のかかわりを大切にした教育を進めていきましょう。そして、学校、学級、通級の在籍者が急増し、新しく担当する教師の急増に研修が追い付かない現状の中、その実践を広くひろめていく努力が大切です。子どもを大事にした実践に学び合いましょう。

第 15 分科会 幼年保育と小学校低学年の

教育

各学校では学校や地域の特色を活かしながら生活科や総合の実践が展開されてきました。コロナ禍やICTの活用で、大切にしてきた「人との出会いや物に触れて感じる体験的な学び」を実践する難しさがああり、工夫が求められています。これまでの実践の到達点を確認しながら、子どもたちが学び成長する生活科・総合学習の展望を語り合ひましょう。

2021年7月文部科学省に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置され、「カリキュラムを開発し、地域の関係者が連携して幼児期の保育・教育を充実・改善にあたることを推進」していくための審議が続いています。待機児童問題、保育施設運営の課題等「子ども・子育て支援新制度」が保育現場にもたらしたか保育実践を通して考えていきます。

小学校低学年では丁寧な指導の中で「できた喜び」や「学ぶことが楽しい」と実感して成長していきます。一方「学校が怖い」と1年生から登校できなくなる子どもがいる等現場の困難な現状を出し合い職場づくりについても話し合ひます。

第 16 分科会 子ども・青年の進路と未来

第16分科会では、「進路と高校入試」「職業教育と労働」を柱に実施します。

「進路と高校入試」では、
①高校入試制度と中学校の進路教育の取り

組み

②県が新たに進めようとする高校の再編整備について

③学生・高校生の生活と進路状況

④高校の進路教育の取り組みと「高大接続」について

⑤中学生・高校生の「どう生きる・働く・学ぶ」について

⑥文科省がすすめるキャリア教育の問題点などの論議を深めてゆきたいと思います。そして、「職業教育と労働」では、高校生・青年の雇用と「働くルールの問題」「労働者としての権利」「労働基準法の学習」などのレポートをもとに、中高生の進路保障と格差社会の中で若者がどのようにこれを受け止めてゆくべきかを討議したいと思います。

第 17 分科会 ジェンダー平等と教育

LGBT理解増進法案は阻まれ、同性婚・選択的夫婦別姓訴訟では「不認定は合憲」の判決が出る…ジェンダーギャップが埋まらない日本です。しかし、近年SDGsが提唱される中で、ジェンダー平等を意識した取り組みが広がってきました。学校では、頭髪や服装に関する不合理な校則や不要な男女別を変える動きが進んでいます。性的少数者への差別を禁じる条例を作る自治体が増え、埼玉県でも成立しました。自らの不利益や苦痛を変えたいと発言し行動する人は増えています。当事者とともに障壁となる法の改正を促す意識を持つ主権者を育てる教育は重要です。

今回は、助産師と連携する中学校の命の授業の実践と、性自認の悩みを持つ生徒と

の関わりと成長の記録（教師集団も葛藤しながらチャレンジし、生徒を支えていく実践）が発表されました。性は人権という視点での学びの場を作ることが「変える」ことにつながります。子どもたちの実態や学校の取り組みを交流しましょう。

第 19 分科会 平和と国際連帯の教育

2月24日、ロシア軍はウクライナに軍事攻撃を開始しました。ロシア軍は無差別の爆撃をし、ウクライナの街は破壊され、水や食料も無く、日々、子どもたちを含むたくさんの命が失われています。これに怒り、私たち含む多くの人々から「軍事侵略を即時中止せよ！」の声が次々と上がっていますが、5か月以上経った今でも終結の目途はたっていません。

7月10日に実施された参院選挙では、自民党など「改憲勢力」が3分の2議席を占めました。岸田首相は「できる限り早い改憲発議」を宣言し、安倍元首相の「国葬」を閣議決定しました。岸田政権は、日米軍事同盟を強化し、バイデン政権と共に先制攻撃できる軍事強国を目指し、憲法9条の破棄と「緊急事態条項」新設を中心とした改憲を策動しています。

教育をめぐっても、大きな改変の動きが加速しています。第1は、憲法学習の危機です。高校の学習指導要領では日本国憲法に触れている箇所が減り、「現代社会」と交替した新教科書「公共」は道徳的価値を押し付け、憲法が軽視されています。第2は、教育そのもののあり方が質的に構造転換されるという危機です。すでに学校現場を混

乱させている「ギガスクール構想」は、「教育DX」の入り口でしかなく、教育データの利活用による国家主義的な「国民統合」が目指されているのです。

このような状況の中、憲法の原点に立ち返り、平和を求める教育の創造は、未来を切り開く重要な課題です。職場・地域での様々な実践や運動を、皆さんで交流して学び合いましょう。

1. 日本国憲法を学び、憲法改悪を許さないための取り組み。
2. 世界・全国で起きている現状とどう向き合うか。（ウクライナ・沖縄・原発等）
3. 戦争認識（加害・被害・抵抗）、戦争体験を継承する取り組み。
4. 児童・生徒が主体的に活動する平和創造・文化活動
5. 世界の人々との交流と連帯の取り組みなど。

第 20 分科会 子ども・父母・住民

教職員共同の学校づくり

コロナ禍や教育のICT化の中で更に長時間過密労働が常態化し、健康破壊が進む教職員。職場ではメンタルヘルス問題やパワーハラスメントも増えています。

一方、ブラック化する学校の「働き方」改善について文科省や埼玉県も一定の施策や通知を出してきています。

県内でもICカードによる勤務時間管理やストレスチェックなど労働安全衛生活動の一定の動きが見られますが、コロナ禍でなかなか広がっていないのが実情です。

本分科会では、

- ① 子どもの「声」に耳を傾け、子どもを中心とした学校づくり
- ② 教職員の同僚性を高め合う職場づくり
- ③ 「生き生きと働き続ける」ための労働安全衛生法にもとづく教職員の労働のあり方
- ④ 子ども・父母・住民共同の学校づくりなどを討議の柱にして討論・交流します。

第 21 分科会 教育条件をよくする運動

この分科会では、子どもに直接かかわる「学ぶ権利の保障」と、子どもを支える教職員の「労働する権利の保障」について以下のようなレポートがあり、経験交流などが行われてきました。

- ・教育条件整備を求める署名運動等のとりくみ
- ・就学援助制度、就学支援金、特別支援教育就学奨励費、私学助成
- ・父母負担軽減、公費負担増額、団体費、学校徴収金、予算民主化
- ・労働安全衛生、長時間労働、過労死
- ・臨時教職員の権利労働条件
- ・人事評価制度
- ・政令指定都市への権限移譲
- ・現業等の外部委託、事務の共同実施、総務事務センター
- ・私学職場の労働実態

教育のICT化として、1人1台端末整備のため県立高校では、保護者に負担が押し付けられようとしています。そのため職場からは困惑と疑問、怒りの声が沸き起こっています。

「働き方改革」が叫ばれてから4年が経ちましたが、教職員の多忙化解消は少しでも進んだでしょうか？

こうした問題についても現状を出し合い交流しましょう。

第 22 分科会 図書館教育

新学習指導要領が小中学校で全面实施されたのに続き、2022年度からは高校でも順次実施され、学習内容が大きく変わります。ICTの活用が必要不可欠とされ、児童生徒1人1台端末の配備も進んでいます。GIGAスクール構想の実現は学校図書館にどんな影響を与えるのか、「主体的・対話的で深い学び」をどう創るか、学校図書館の役割を踏まえた授業等への関わり方など学校図書館を活用する実践、読書バリアフリーについて、図書館利用に困難のある児童生徒へのサービス、整備が遅れている特別支援学校の図書館の課題、学校司書の配置など学校図書館を充実させる取り組みについてなど、学校図書館をめぐる様々な問題について、立場や経験、職種を越えて学び合いたいと思います。

第 23 分科会 教育課程・教科書問題

政府・文部科学省は、教員の未配置未補充など教育条件整備は後回しにしながら、学習指導要領を梃子に教育内容・教育方法までに介入してきています。しかもあろう事か、今度は経産省とタッグを組み、「未来の教室」と称して公教育を「巨大市場」に開放

すべく、学校の解体に進もうとしています。ITを活用した「個別学習」により教室が解体され、これまでの集団で学習する機会を奪われかねない状況です。

私たちは、教科・教科外を問わず、「個の学び」とともに「集団の学び」も大切にしてきました。学校を取り巻く状況が厳しくなっていますが、目の前にいる子どもたちの現状から出発し、その子どもたちに合った教育課程づくりを大切にしていきたいと思います。

予想される討論は、以下のものです。

- ① コロナ禍での授業
- ② 道徳と教科を連携させた指導計画
- ③ 小学校に導入された「英語教育」
- ④ 教科書検定・採択
- ⑤ 「主体的・対話的で深い学び」
- ⑥ 高校教科再編後の状況、など現場での実態とそこでの工夫や課題。

第 24 分科会 不登校・高校中退

小中学校長期欠席者は 196、127 人（前年度 181、272）（文科省 2020、10 月）、これにコロナ感染回避 20、905、病気、経済的理由等を加えると 287、747 人（前年度 252、825）となる。令和 2 年度は一斉休校により例年よりも授業日が少ないことを考慮すると、不登校をとりまく状況は深刻さを増している。また 10 代の自殺も 415 人（前年度 317 人）など早急な対策が必要となっている。

別の指摘として、中高一貫校の著しい増加（1999 年 4 校から 2016 年 595 校）は受験競争の低年齢化をひきおこし、小

学校低学年での不登校の生徒の急増を生み出している。（広木 2021）文科省は個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援、関係機関との連携による教育相談体制の充実を推進しているというが、対処療法にとどまり、スクールカウンセラー、担当教員の配置なども根本的解決には極めて不十分である。

こうした状況を踏まえ、個々の子どもにとっての最善の利益とは何か、多様な視点から論議をすすめたい。

第 25 分科会 子ども・若者たちの交流

学校に意味のない多忙化が持ち込まれ、特別活動やホームルーム討議といった、民主的な社会人として育つ経験が減っている中、様々な学校の生徒や若者が集まって交流し議論する分科会です。半日開催となった昨年度は、事前にオンラインで一部ではありますが参加者が顔合わせ。当日はアイスブレイクで心と身体をほぐし、土壌を築いた上で討論を行いました。学校の日々の様子や校則の事などから平和の話に至るまで、討論の内容は極めて多彩です。こちらで準備したテーマで討論することもあれば、子どもたちから出てきた話題がそのまま議論になっていくこともあります。他の学校の様子が知れたこと、学校ではなかなか話し合えない内容で議論できたことが良かった、との感想が生徒からも寄せられます。子どもたちは、日々どうでもいいことをおもしろがったりすると同時に、「場」を準備すれば結構まじめに議論したりするものであることを知らされます。とにかく子どもた

ちが集まってくれないことには始まらない分科会ですから、教育のつどいに生徒やお子さんを連れてご参加ください。

第 26 分科会 道徳教育

2006年の教育基本法「改正」を期に、教育の国家主義化は一気に展開してきました。かつて、国家が道徳の教師となる「修身」が教育に君臨し、いわば「修身教育体制」を形づくっていました。今また現代の修身教育体制を名実ともに完成させようとしています。私たちは、この動向に歯止めをかけるためにも、それを許さない民主的な道徳教育を創造していかなければなりません。民主的道徳の目標は、二つあると考えます。その一つは、民主的社会を担う主権者として、「良心の自由の主体」にふさわしい、自主的な判断力と行為の能力(道徳性)を育てることです。二つ目は、共に生きることをめざして、人権尊重を基本とする、民主的な価値・規範意識(道徳の核心)を育てることです。子どもたちの実情を踏まえたうえで、民主的な道徳の授業をどう構築していくか、多くの実践から大いに学び、語り会いましょう。民主的な道徳教育は、まず先生が考え議論することから始まるのです。

第 27 分科会 特設「ICT教育」

2021年4月からGIGAスクール構想に基づく「一人1台タブレット」が小中学校に持ち込まれ1年間。来年度から高校にも自己負担を原則に導入されようとして

います。

どう向き合い、何がか変わったのか?教育の現場の実態や起きている問題を交流します。

子どもの学び、学校のあり方、これからの教育で大切にしたいことをご一緒に話し合っていきましょう。

「教育DXは学びと学校をどう変えるか」(児美川孝一郎氏)(クレスコ6月号)を基調報告として冒頭読み合わせをする予定です。